

農林水産省独立行政法人評価委員会第32回農業分科会議事要旨

農業分科会事務局

1. 日 時：平成22年3月11日（木）13：30～15：22

2. 場 所：農林水産省共用第10会議室

3. 出席者：青柳義朗委員、安部新一委員、井上眞理委員、平松和昭委員、淵野雄二委員、松本聰委員、向井文雄委員、森田明委員
岡智専門委員、加茂前秀夫専門委員、鱈場尊専門委員、中嶋康博専門委員、深見元弘専門委員、布施伸枝専門委員、松井徹専門委員、萬野修三専門委員、森田慎二郎専門委員

4. 議事

- (1) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
- (2) 役員給与規程の一部改正について
- (3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (4) 平成20事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
- (5) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて
- (6) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還計画について
- (7) その他

5. 議事概要

(1) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について

農林漁業信用基金から、資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、分科会長へ一任することとされた。

- 資料に「補完的に信用基金が直接保険を行う」とあるが、「補完的」とはどういう場合か。

この質問に対して、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 例えば、100億円近い大口融資の場合、基金協会の保証では対応が難しいことから、基金協会に代わり、信用基金が直接保険を行うものである。

(2) 役員給与規程の一部改正について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の役員給与規程の一部改正について、事務局から説明がなされ、特段意見はなく分科会としては「特段の申し出はない」とされた。

(3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて

農林水産消費安全技術センター、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の各プロジェクトチームから資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた。

評価基準等の見直しは、法人及び事務局と調整を行った上で、分科会長一任とされた。

- 農林漁業信用基金の評価基準の見直し事項に、「事業費の削減度合を定量的に評価」とあるが、100年に一度の不況など企業努力では如何ともし難い外的要因により事業費の増等が生じた場合は、評価を定量的に行うことは難しいのではないか。
- 一次産業の重要性が増すなかで、農林漁業の業績悪化は深刻だが、農林水産省はどのような「金融措置」を検討しているのか。
- 農林水産消費安全技術センター及び農業者年金基金の21年度計画項目「給与水準の適正性の検証等」で”適正性”と”適切性”と表現を使い分けている理由はなぜか。
- 全法人とも評価指標を3～5分類しているが、完全に定量可能な項目は評価を2分類とし、それ以外の項目は、a及びb評価の基準を細分化した方がよいのではないか。

これらの質問に対して、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 必要な事業には予算措置を行う一方で、農林業信用基金が資金回収を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを確立する必要がある。また、農林水産省は将来を見据えたなかで、金融措置をとりたい。
- ・ 農林水産消費安全技術センターとしては、適切に業務を実施することが適正に行っていることに通ずると考えている。
- ・ 評価指標については、各法人、分科会間の調整ができていないが、4月以降の独立行政法人制度の見直し議論を踏まえ、検討していきたい。

(4) 平成20事業年度退職役員の業績勘案率（案）について

事務局から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、分科会としては提示案のとおり決定し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知し、特段の意見がない場合は本案のとおり決定される旨説明された。

(5) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて

農畜産業振興機構から、資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、後日書面により諮問・答申の手続きを行うことで了承された。

- 資料によると、でん粉については、短期借入金で「0」になることがある一方、砂糖は借入残高が増加しており、「0」になることはない。これでは短期借入金とはいえないのではないか。

これらの質問に対して、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 当法人の砂糖勘定においては、法令で長期借入金ができる規定とはなっていない。砂糖勘定については、国際相場の高騰や輸入量の減少等により調整金収入が減少している。一方で、さとうきびの豊作等により交付金支出が増加しており、短期借入金残

高が増加している。この状況はこの2、3年の特殊な事情によるものである。

- ・ 現在、農林水産省において、砂糖勘定の赤字対策について、戸別所得補償制度の検討と合わせ、糖価調整制度の見直しを含め抜本的な対策の検討が進められている。また、調整金収支の改善に必要な当面の措置についても関係者との調整が行われていると聞いており、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

(6) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還計画について

農林漁業信用基金から、資料に沿って説明がなされ以下のおり質疑応答がなされた後、後日書面により諮問・答申の手続きを行うことでした承された。

(7) その他

- ① 独立行政法人を巡る情勢について
大臣官房文書課から、説明がなされた。
- ② 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について
農林漁業信用基金から、資料に沿って報告があったが、特段の意見はなかった。
- ③ 政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項に対する対応方針について
事務局から、参考配布する旨の説明がなされた。
- ④ 今後のスケジュール
事務局から、今後のスケジュールについて説明がなされた。

以 上